

## 令和5年度盛岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

### 1 総則

#### (1) 件名

令和5年度盛岡市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

#### (2) 委託業務

盛岡市（以下、「本市」という。）が企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を活用し、貴重な財源を確保しながら、地方創生事業を積極的に推進するにあたり、専門的なノウハウを活かし企業から寄附を受けるため次の業務を委託する。

### 2 委託業務の範囲

本業務は次の各号により企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものである。

- (1) 企業版ふるさと納税による寄附を行う可能性のある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対し本市の地域再生計画に掲載する事業（以下、「対象事業」という。）を紹介すること。
- (2) 寄附を受けるために必要がある場合には、対象事業の事業内容に助言を行うこと。
- (3) 寄附見込企業の新規開拓及び本市への寄附見込企業を紹介すること。
- (4) 前各号のほか、本市の寄附獲得に資する支援をすること。

### 3 委託料の支払い

- (1) 受注者は、寄附見込企業より寄附が本市へ行われる都度寄附額に対し、契約において定める割合から算出される額を市に請求する。ただし、受注者の都合により、契約期間終了後に一括して請求することができる。
- (2) 委託料の支払いにあたっては、受注者は業務完了報告書を発注者へ提出し、完了検査に合格しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者の指定する口座に、請求のあった月の翌月末までに前項の請求額を振り込むものとする。

### 4 寄附情報等の保存

受注者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により5年間保存すること。

### 5 報告及び検査

受注者は事業の進捗等に関して次の報告及び検査協力をすること。

#### (1) 定例の報告

本業務の進捗状況を毎月発注者へ報告すること。なお、報告の方法は受注者の指定する方法により実施するものとする。

#### (2) 立会検査

本業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注者の本業務の実施状況等を確認するため現場に立ち会い、受注者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

## 6 個人情報の保護

業務従事者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また受注者は、業務委託の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

## 7 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

## 8 損害賠償責任

- (1) 発注者及び受注者は、契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、その帰属の明確なものは当該当事者が責を負うものとし、不明なものについては、発注者と受注者とが協議し、これを定めるものとする。
- (2) 発注者の責めによらない理由により受注者が契約を解除した場合、又は事業期間の継続を行わず事業が終了した場合は、発注者に賠償責任はないものとする。

## 9 契約変更

発注者又は受注者が、本契約の内容の変更を申し出たときは、発注者と受注者とが協議のうえ、変更を行うことができるものとする。

## 10 その他

- (1) 業務内容については、本仕様書に基づく内容とするとともに、委託事業者選定時に提案した内容を遵守し実施すること。
- (2) 業務の履行にあたっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 本委託業務終了後、受注者の責に帰すべき事由による不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、発注者と受注者で協議のうえ、決定する。
- (5) 地方創生応援税制制度を十分理解し、所管官庁による指示又は技術的助言等につい

ては、それに従うこと。